



令和3年4月から 長野県に提出いただく 見積書・請求書の押印を省略できます

新型コロナウイルス感染拡大の防止、デジタル時代を見据え、提出される方の手続の簡素化、迅速化を目的として、見積書（公募型見積合わせ*を除く）・請求書の押印を省略できるようになります。

*公募型見積合わせ：随意契約のうち、物品購入等の発注案件を契約管理システムにより、当県HPに公開し、見積書の提出を求め、最低の価格をもって申込みをした者と契約を締結するもの。

1 押印を省略できる書類

見積書（公募型見積合わせを除く）
請求書

*初めて取引いただく時などは「責任者及び担当者」氏名、連絡先を明記していただくことがあります。

*今までどおり、押印した書類の提出も可能です。

*事業によって押印が必要な場合があります。

2 見積書・請求書の提出方法

電子メールやファックスによる提出も可能になります。

電子メールの場合、見積書等は PDF 形式にして添付してください。

3 適用日

令和3年4月1日以降に県に提出いただくものから対象とします。

4 その他

入札書・契約書は引き続き押印をお願いします。

(例) 2021年4月1日
請 求 書

〇〇 様

長野県〇〇市〇〇
〇〇株式会社
代表取締役〇〇

押印不要

ご不明な点は、請求書等の提出先部署までお問合せください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

会計局会計課 会計指導担当
(課長) 西澤 奈緒樹
(担当) 茅野 秀子 赤城 高男
電 話 : 026-235-7358 (直通)
026-232-0111 (代表)
内線 3812・3841
F A X : 026-235-7368
メー ル : kaikei@pref.nagano.lg.jp